



新JPドメイン名について

2000/05/12

dotJPタスクフォース

佐野 晋



本資料の位置付け

- 本資料は、JPドメイン名の今後のあり方について、JPNIC内でタスクフォースをつくり、検討した内容をまとめたものです。
- JPNICとして決定したものではありません。
- この内容を公開し、意見を求め、さらに検討を進めていきます。
- ご意見は dotjp-cmt@nic.ad.jp まで



概要

- 新JPドメイン名に関する検討タスクフォース
 - DOM-WG, INTL/PLAN-WG 合同チーム
 - 取りまとめ 佐野 & 企画課
 - 問題点の整理と提案の作成
- 提案の骨子
 - 登録資格, 1組織1ドメイン等の制約のない新空間の新設
 - 登録手続きの簡素化
 - 登録業務の分散化を行うために登録業者を新設
 - 課金, 接続承認方式の変更
 - 既存ドメイン名空間の制限の緩和



ユーザーからの要求

- 1組織複数ドメイン名登録の要求
 - 商品名、ブランド名のドメイン名など
- ドメイン名の移転の要求
 - 合併・分社・営業譲渡など
 - 商標権者への移転
- 登録手続きの簡素化
 - 申請に必要な書類審査の省略、審査時間の短縮



新しい方針

- 現在の方針

- 将来のユーザへのドメイン名空間確保
 - 必要最低限のドメイン名登録
- 紛争、サイバースクワッティング等の防止
 - 事前の防止

- 本提案における方針

- ドメイン名空間の拡大による現在必要なドメイン空間の供給
- 紛争処理方針(DRP)活用による紛争の事後解決



提案1: 新たなドメイン名空間

- 提案内容
 - 第2レベルドメイン名 (SLD) をユーザに開放
 - 現行ドメイン名空間と新たなドメイン名空間の併存
- 新たなドメイン名空間の特徴
 - 3文字以上のドメイン名を登録
 - 登録資格要件を問わない
 - 海外からの登録も認める
 - 個人による登録も認める

⇒登録手続をが簡素に
 - 1組織が複数のドメイン名を登録できる
 - 移転の自由



登録受付ルール

- 原則
 - 先願方式
- 新設時の対応案

案1 先願方式

案2 同時申請期間

2-1 抽選

2-2 優先ルールに基づく登録

A:既存の第3レベルドメイン名(3LD)登録者以外を優先させる

B:既存の3LD登録者に、同じ文字列での SLD 登録を優先させる

C:商標権者を優先させる

2-3 入札方式



登録受付ルール - TF合意案

- 案2-2のB
 - 既存の3LD登録者に、同じ文字での SLD 登録を優先させる
 - 3LDでバッティングする場合は登録が早い方を優先
 - 申請に基づく登録のみに適用される
 - ただしこの優先ルールは2000年3月31日までに登録されたドメイン名に限る
- 理由
 - 各案のメリット・デメリットを検討し、トラブルの発生が最も少ないと思われる案を選択した
 - 現在の登録規則に基づいて登録されているドメイン名は、一組織ードメイン名原則等の結果、サイバースクワッティング防止という観点から見て問題が少なく、これを一つの大きな成果と考え、既存のドメイン名登録者を優先的に登録することにした



登録業務の分散化

- 提案内容
 - 登録業者制度の導入
 - 登録業者への登録業務の全面的な委託
 - 当面は新ドメイン名空間にのみ適用
- 目標
 - 登録申請処理量のスケーラビリティの確保
 - 登録処理コストの低減



登録業者制度

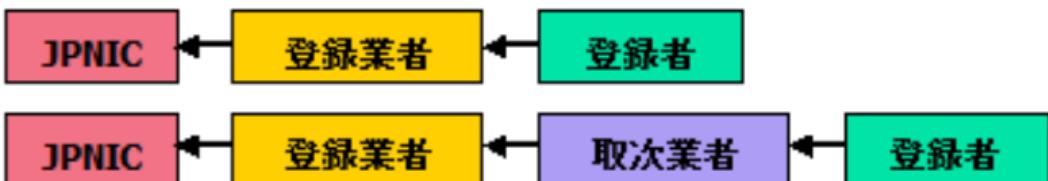
- 登録業務の全面委託
 - 申請受け付け, データベース登録, 変更, 抹消
←現取次業者は申請代行のみ
- JPNICの位置付け
 - 主な機能はデータベース運用/管理
- JPNICとの登録業者契約
 - 年間契約料 + ドメイン名あたりの登録料

登録の流れ

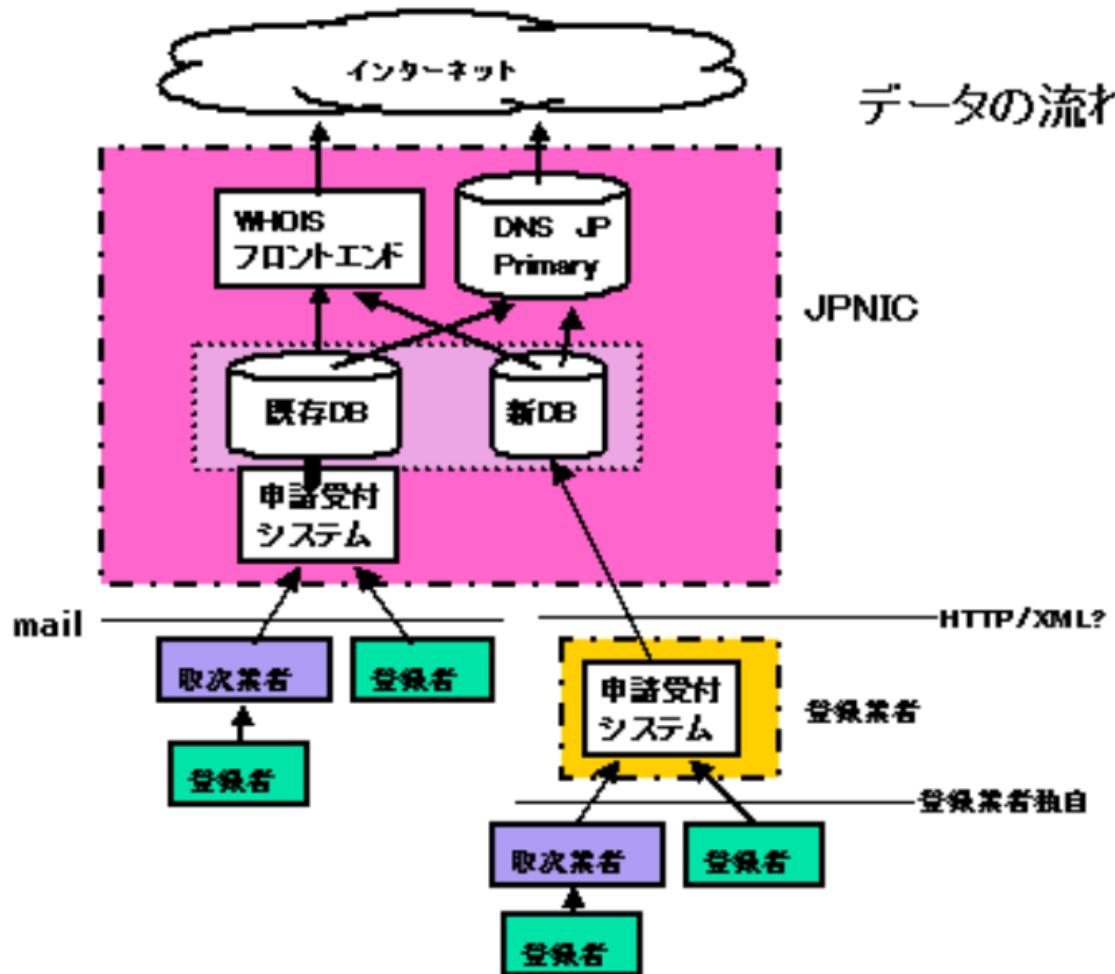
- 既存ドメイン名空間



- 新ドメイン名空間



データの流れ





登録業者

- 登録業者の要件
 - DB管理をJPNICが行うので, ICANNレジストラほどの要件の必要なし.
 - 必要な技術要件, 業務能力, …
- 体制
 - 初期登録時… JPNICの指定する1社
 - サービス開発, データベース連携での調整
 - 安定時… 複数登録業者の体制へ
 - 登録開始後1年をめどに



課金方式

- 登録業者の登録ドメイン名リストを新設
 - 登録ドメイン名の数に応じて登録料を算定
 - DNS登録の要件とはしない
 - ドメイン名ごとに登録業者を明確化
- 既存のドメイン名については引き続き検討
 - 当面は接続承認モデルで運用



提案2: 既存ドメイン名空間の緩和

- 提案内容
 - 当面は部分的な緩和にとどめる
 - システムの変更に時間が必要
 - 規定, ISPの対応, データベース
 - 最終的には制限をはずす方向で検討
 - 登録業者による登録業務の分散化も



既存ドメイン名空間で当面緩和・簡素化する項目

- 移転の自由化
 - ただし1組織1ドメインは原則維持
- 1組織1ドメインの部分的緩和
 - 紛争処理方針の結果に従い申立人へ移転
 - ただし登録資格を有する組織への移転に限る
- 登録取消審査手続きの簡素化



課題

- 会員・会費の見直し
 - 登録料と会費の関係
 - IPアドレス割振課金との整合性
- 契約書、規則
- データベースの技術的検討
- コスト見積り、料金等の設定
- 日本語ドメイン名
 - 新設ドメイン名空間で対応



スケジュール

- 提案1(新ドメイン名空間)
 - 2001年4月登録・運用開始を目指して検討を継続
- 提案2(既存ドメイン名空間)
 - 2000年10月開始を目指して検討を継続